

# 財団法人生存科学研究所 寄附行為

## 第1章 総 則

### (名 称)

**第1条** この法人は、財団法人生存科学研究所という。

### (事務所)

**第2条** この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2. この法人は、理事会の議決を経て必要な地に従たる事務所を置くことができる

### (目 的)

**第3条** この法人は、人間の最適生存条件及び生存基盤の整備確保に関する調査研究、分析及び評価を全地球的立場で行い、人類の健康な生存基盤の確立に寄与することを目的とする。

### (事 業)

**第4条** この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1)人間の全ライフサイクルを通じての健康投資（バイオ・インシュアランス）モデルに関する調査研究
  - (2)地球的な立場からの医療資源の開発と配分に関する調査研究及びこれらを通じた地域における生存基盤に関する調査研究
  - (3)人文、社会の諸科学からの視点をも含む総合的な生存モデルに関する調査研究
  - (4)上記各号の調査研究に基づく総合的な健康政策に関する調査研究
  - (5)上記各号の調査研究に関する国際教育研究機関との連携
  - (6)その他上記各号に関連して必要となる調査研究
2. 前項の事業は、受託によりこれを行うことができる。
3. 第1項の事業は、委託することができる。

## 第2章 資産及び会計

### (資産の構成)

**第5条** この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された財産
- (2)寄附金品
- (3)資産から生ずる収入
- (4)事業に伴う収入
- (5)その他の収入

### (資産の区分)

**第6条** この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) この法人の設立に際し基本財産として指定された財産

(2) この法人の設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) この法人の設立後に理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

### (基本財産の処分の制限)

**第7条** 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれ、理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、内閣総理大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

### (資産の管理)

**第8条** この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

2. 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、若しくは確実な信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて、保管しなければならない。

### (経費の支弁)

**第9条** この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

### (事業年度)

**第10条** この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (事業計画及び収支予算)

**第11条** 理事長は、毎会計年度開始前に、翌年度の事業計画及び収支予算を作成し、毎事業年度開始前に、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、内閣総理大臣に届け出なければならない。

2. 前項の事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も、同様とする。

### (暫定予算)

**第12条** 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により前年度の予算に準じて、収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、新たに成立した収入支出と見なす。

**(事業報告書、収支計算書及び財産目録)**

**第13条** 理事長は、毎事業年度終了後2ヵ月以内にその事業年度末現在の貸借対照表及び財産目録、その事業年度の事業報告書、収支計算書及び正味財産増減計算書を作成し、監事の監査を経て、理事会の議決及び評議員会の同意を経て、その事業年度終了後3ヵ月以内に内閣総理大臣に報告しなければならない。

**(長期借入金)**

**第14条** この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

**(義務の負担及び権利の放棄)**

**第15条** 予算で定めるものを除き、この法人が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意及び評議員会の同意を得て、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

**(剰余金の処分)**

**第16条** 毎事業年度の決算において、剰余金が生じたときは、理事会の議決を経て、その全部又は一部を、基本財産に繰り入れるか又は翌年度の運用財産に繰り越すものとする。

### 第3章 役員等

**(役員)**

**第17条** この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事（理事長、副理事長、専務理事及び常務理事を含む）  
6名以上 25名以内
  - (2)監事 2名以上 3名以内
2. 理事及び監事は、評議員会において選任する。
  3. 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。
  4. 理事のいずれか1人及びその親族その他特殊な関係にある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えてはならない。
  5. 理事の親族その他理事と特殊な関係がある者は、監事になることができない。
  6. 監事は、この法人の理事又は職員を兼ねてはならない。
  7. 各監事は、相互に親族その他特殊な関係がある者であってはならない。

### (役員の仕事)

**第18条** 理事長は、この法人を代表し、業務を統括する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事会において定める順序によりその職務を代行する。

3. 専務理事は日常業務を総理し、常務理事は分担業務を掌理する。

4. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、この法人の業務を議決し、執行する。

5. 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)財産及び会計を監査すること。

(2)理事の業務執行状況を監査すること。

(3)財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は内閣総理大臣に報告すること。

(4)前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集請求し、又は招集すること。

### (役員の仕事)

**第19条** 役員の仕事は2年とする。ただし、補欠又は増員により就任した役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2. 役員は、再任されることができる。

3. 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

### (役員の仕事)

**第20条** 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(1)心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。

(2)職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2. 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

### (役員の仕事)

**第21条** 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。

3. 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

**(顧問)**

**第22条** この法人に、顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦に基づき、理事長が委嘱する。

3. 顧問は、この法人の事業の基本的問題について必要に応じ、理事長に意見を述べることができる。

**(評議員)**

**第23条** この法人に、評議員を置く。

2. 評議員は、理事会の選出に基づき、理事長が委嘱する。ただし、評議員は、役員を兼ねることができない。

3. 評議員は、6名以上30名以内とする。

4. 評議員の選出に当たっては、役員又は評議員のいずれか1人とその親族その他特殊な関係にある者の数が、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。

5. 評議員については、第19条、第20条並びに第21条第2項及び第3項の規定を準用する。この場合、「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

**第4章理事会**

**(構成)**

**第24条** 理事会は、理事をもって構成する。

**(権能)**

**第25条** 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要事項を議決する。

**(招集)**

**第26条** 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3. 定例理事会は、毎年2回開催する。

4. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)理事長が必要と認めたとき。

(2)理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

なお、理事会はその請求のあった日から30日以内に招集しなければならない。

5. 理事会を招集する場合には、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した文書により、少なくとも会議開催日の7日前までに通知しなければならない。

**(議長)**

**第27条** 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (開会定足数)

**第28条** 理事会は、理事現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### (議決)

**第29条** 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

#### (書面表決等)

**第30条** やむを得ない理由のため、理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は書面をもって他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

2. 前項の書面は、理事会の開催日の前日までにこの法人に到着しないときは無効とする。

3. 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

#### (議事録)

**第31条** 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の数及び氏名(書面表決者及び表決委任者の合  
にあつては、その旨を付記すること)
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議決事項
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、出席理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 評議員会

#### (評議員会)

**第32条** 評議員会は、評議員をもって構成し、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の付議する事項について審議し、又は理事長に対し意見を述べることができる。

2. 評議員会の議長は、評議員の互選とする。

3. 評議員会は、理事長が招集する。

4. 第26条第5項、第28条、第30条及び第31条の規定は評議員会にこれを準用する。この場合において、これらの規定中「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

5. 前各号に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

## 第6章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

**第33条** この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、内閣総理大臣の認可を受けなければ変更することができない。

### (解散及び残余財産の処分)

**第34条** この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、内閣総理大臣の承認を受けなければ解散することはできない。

2. 解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得て、かつ、内閣総理大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

## 第7章 事務局

### (設置等)

**第35条** この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長及びその他の職員は、理事長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (備付け書類及び帳簿)

**第36条** 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。ただし、他の法令によりこれに代る書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員等及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認同等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類

- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) 処務日誌
- (8) その他必要な書類及び帳簿

2. 前項の書類及び帳簿のうち、第1号から第4号に係るものは永年、第5号及び第6号に係るものは10年以上、第7号及び第8号に係るものは3年以上保存するものとする。

## 第8章雑則

(細則)

**第37条** この寄附行為に定めるもののほか、この法人の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。